

議案第 79 号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町手数料条例の一部を改正する条例

大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)の一部を次のように改正する。
別表個人番号の通知カード再交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
手数料の種類	単位	金額	備考	手数料の種類	単位	金額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
個人番号カード 再交付手数料	1枚	800		個人番号カード 再交付手数料	1枚	800	
戸籍の附票の写 し交付手数料	1通	200		個人番号の通知 カード再交付手 数料	1枚	500	
略	略	略	略	戸籍の附票の写 し交付手数料	1通	200	
				略	略	略	略

改 正 要 旨

1 改正の背景

個人番号の通知カード（以下「通知カード」といいます。）は、住民に個人番号を通知するために発行され、個人番号カードの交付を受けるまでの間、個人番号を証明するための書類として利用されてきました。

しかし、転居時等における記載事項の変更の手続きが、住民及び市町村の双方に負担となっていたこと、加えて、紙製のカードから個人番号カードへ移行することで社会のデジタル化を進めていくため、通知カードは廃止されることとなり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が一部改正され、令和2年5月25日に施行されました。このことにより、通知カードの再交付の手続きが廃止されたため、この条例の一部を改正します。

2 改正の概要

・通知カードの再交付の廃止

通知カードの再交付が廃止されましたので、大口町手数料条例別表の通知カード再交付手数料の項目を削除します。

3 改正後の運用

(1) 通知カードの取扱い

番号法の一部改正の施行後の通知カードの取扱いは、次のとおりです。

ア 既に交付を受けた通知カード

既に交付を受けた通知カードについて、記載された氏名、住所等が、住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続き、個人番号を証明する書類として使用できます。

イ 個人番号の証明

個人番号を証明する場合は、個人番号カード、個人番号が記載された住

民票の写し、住民票記載事項証明書又はアの通知カードを提示することとなります。

ウ 通知カードの再交付

通知カードの再交付は行いません。また、既に交付を受けた通知カードの氏名、住所等に変更が生じた場合も、通知カードの記載事項の変更は行いません。

(2) 個人番号の通知

出生等により新たに個人番号を取得した住民には、個人番号通知書（個人番号、氏名、出生年月日が記載された書面）が、郵便により送付されます。

4 施行期日

公布の日から施行します。